

平成23年11月14日

冬期における全米販の節電対策について

全国米穀販売事業共済協同組合

政府ならびに電力会社は、引き続き電力供給力の確保に最大限の努力を続けることとしておりますが、それでもなお電力需要と供給力にはギャップが発生することが懸念されております。

そのため、東京電力管内においては、今冬も国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電が要請されております。

つきましては、本組合の今冬の節電対策を次の通り実施することと致します。

1. 実施期間

実施日 平成23年12月1日(木) ~ 平成24年3月30日(金)
実施時間 平日の午前9時~午後9時

2. 節電対策

(1) 空調

暖房時の設定温度は原則として20 (推奨設定温度: 経済産業省19 ~ 20、環境省20) にします。

効率的な暖房効果を図るため、扇風機やサーキュレーターの併用を推奨します。

(2) 照明

夏期の節電対策時から行っている蛍光灯・ダウンライトの間引きを継続します。必要スペースおよび使用時以外の消灯を徹底します。

(3) エレベーター

集中使用時を除き、原則として1機のみを継続します。階段の使用を推奨します。

(4) その他

パソコンや複合機(コピー、FAX等)の省エネ設定を継続します
トイレ器具、洗面周り(温水器等)の省エネ設定を継続します。

以上